記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　①雨の夜の恐怖、②水木しげるＳＦ妖画大集第一部宇宙幽奇境、③赤電話　①松林基恵、②古屋信二、③宮健児　①について左記三（一）の利用につき一七、九七五円、左記三（二）の利用につき五〇〇ダウンロードを一単位として五、九九二円、左記三（五）の利用につき九二八円、左記三（六）の利用につき一八六円、②については左記三（一）の利用につき七、一九〇円、左記三（二）の利用につき五〇〇ダウンロードを一単位として二、三九七円、左記三（五）の利用につき三七一円、左記三（六）の利用につき一〇冊を一単位として七四円、③については左記三（三）の利用につき八二、六八二円、左記三（四）の利用につき五〇〇ダウンロードを一単位として二七、五六一円、左記三（七）の利用につき四、四九二円、左記三（八）の利用につき一〇冊を一単位として八九八円

二　利用者の住所及び氏名　東京都文京区音羽一丁目一七番一八号　株式会社講談社コミッククリエイト（代表取締役　入江祥雄）

三　利用方法

（一）　①②について、電子書籍「水木しげる漫画大全集〇五八テレビくん他」において複製し、定価二、一六〇円（税抜き）でダウンロード形式のインターネット配信（公衆送信・複製）を行う。総ダウンロード数は一、五〇〇ダウンロードを上限とする。

（二）　（一）に加えて、必要に応じて五〇〇ダウンロードを一単位としてダウンロード数の上限を変更する。

（三）　③について、電子書籍「水木しげる漫画大全集〇〇一貸本漫画集一ロケットマン他」において複製し、定価一、六八〇円（税抜き）でダウンロード形式のインターネット配信（公衆送信・複製）を行う。総ダウンロードは一、五〇〇ダウンロードを上限とする。

（四）　（三）に加えて、必要に応じて五〇〇ダウンロードを一単位としてダウンロード数の上限を変更する。

（五）　①②について、レンタル用書籍「水木しげる漫画大全集〇五八テレビくん他」において複製し、レンタルブック店で有料で貸与する。貸与冊数は五〇冊を上限とする。

（六）　（五）に加えて、必要に応じて一〇冊を一単位として追加で複製し、有料で貸与する。

（七）　③について、レンタル用書籍「水木しげる漫画大全集〇〇一貸本漫画集一ロケットマン他」において複製し、レンタルブック店で有料で貸与する。貸与冊数は五〇冊を上限とする。

（八）　（七）に加えて、必要に応じて一〇冊を一単位として追加で複製し、有料で貸与する。

（別表）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

No.	題号	著作者名	著作物の種類	利用する書籍名	電子書籍として配信を行う場合の定価（税込、単位：円）	補償金の額（税込・単位：円）			
						電子書籍販売サイトにおいてダウンロード形式のネット配信を行う		レンタルブック店において有料で貸与を行う	
						1,500ダウンロード	必要に応じて500ダウンロードを一単位として上限を変更する	50冊	必要に応じて追加10冊を一単位として上限を変更する
①	雨の夜の恐怖	松林　基恵	美術の著作物（漫画）	水木しげる漫画大全集058テレビ君他	2,160	17,975	5,992	928	186
②	水木しげるＳＦ妖画大集第壱部宇宙幽奇境	古屋　信二	言語の著作物			7,190	2,397	371	74
③	赤電話	宮　健児	美術の著作物（漫画）	水木しげる漫画大全集001貸本漫画集1　ロケットマン他	1,680	82,682	27,561	4,492	898

○文化庁告示第九十三号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十八年十月二十一日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十八年十二月二十六日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　不明　不明　別表一・二参照

二　利用者の住所及び氏名　静岡県駿東郡長泉町下土狩一〇五番十七号　株式会社Ｚ会（代表取締役　藤井孝昭）

三　利用方法

①　出版用教材において複製又は翻訳及び複製し、公衆に譲渡する。（別表一参照）

②　ウェブ用教材において録音及び複製し、公衆送信を行う。（別表二参照）

四　補償金の総額　四五、三六〇円